

1010111

## 国民年金保険料の免除申請

原則として毎年申請が必要で、今年度の受け付けは7月1日（木）からです。

過去分は、申請時の2年～力月前までさかのぼって申請できます。

申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害年金を受け取ることができなくなることがありますので、申請を希望する人は速やかに手続きをしてください。

### 申請免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合は、申請し承認されると保険料の納付が免除（全額、4分の3、半額、4分の1）されます。

※一部免除の承認を受けた場合は、減額になった保険料を納付しないと未納と同じ扱いになってしまいます。

50歳未満で、本人や配偶者納付猶予制度

の所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。新型コロナウイルスの影響で、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じた場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。

※詳しくは、日本年金機構HP (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

問合せ 滝川年金事務所国民年金課 ☎ 0279・22・1607

開発行為には事前協議、大規模土地取引には届け出を  
ギー発電設備設置の事前協議

市内開発区域の面積が3000㎡以上の土地で、区域の面積が1000㎡以上3000㎡未満の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、事前協議が必要です。

## 国土利用計画法による土地取引の届け出

都市計画区域内で5000㎡以上、同区域外で1万㎡以上のまとまった土地の売買契約や売買予約、代物弁済などの取引を行った場合に届け出が必要となります。契約締結後、2週間以内に市を経由して県知事に届け出をしてください。

問合せ 都市計画課  
計画係 ☎ 内線4-21  
1002011  
1007270  
1002010

### 木造住宅を耐震化します

近年、平成16年の新潟中越地震、平成23年の東日本大震災など、震度5強以上の地震が山間部の本市でも発生しています。震度5強の地震では、物につかまらないと歩くことが難しく、地震の揺れる時間が長くなれば、屋外への避難も思い通りにいかなくなります。強い地震が来たときのために、自分の家の強さを知っておくことは、地震へ備える第一歩です。特に昭和56年以前の2階建て木造住宅は、現在の7割程度の強さと考え

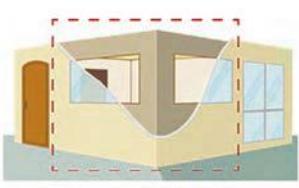
を行う場合は、県知事の許可が必要です。

られています。



熊本地震 倒壊した家屋（左側）、無被害の家屋（右側）

問合せ 建築住宅課  
建築指導係 ☎ 内線4  
1002556  
1002557  
1007580



耐震シェルターのイメージ図

木造住宅に耐震診断者派遣や耐震改修工事の補助をしますので、ご活用ください。まずは、木造住宅耐震診断者派遣事業（診断無料）、そして必要なのは、耐震改修工事を実施すること（上限100万円で工事費の5分の4を補助）、または、耐震シェルターセット補助金で命を守る場所を作りましょう。

(広告)

(広告)